

伊予市住宅用新エネルギー機器設置事業費補助金交付要綱

平成28年5月12日

伊予市告示91号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地球温暖化の防止を推進するとともに、環境保全意識の高揚を図るため、住宅用新エネルギー機器を設置する者に対し、市が予算の範囲内において伊予市住宅用新エネルギー機器設置事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭用リチウムイオン蓄電池 蓄電容量が1kw以上の蓄電池部と、電力変換装置等が一体的に構成されるもののうち、住宅に設置し、及び太陽光発電システムと接続するものをいう。
- (2) 家庭用燃料電池 定格運転時において0.5kwから1.5kwの発電能力がある燃料電池ユニットと貯湯ユニット等から構成され、電力と熱の供給を主目的としたシステムのうち住宅に設置されたものをいう。
- (3) 対象システム 家庭用リチウムイオン蓄電池システム及び家庭用燃料電池システムで、一般に販売されている未使用のものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、市内に対象システムのいずれかを購入し、設置した者で、次の各号に定める要件を満たすものとする。

(1) 家庭用リチウムイオン蓄電池システム

ア 自ら居住する市内の一戸建て住宅（別荘及び賃貸住宅を除く。以下この条において同じ。）に家庭用リチウムイオン蓄電池システムを設置した者又は建売住宅供給者等から自ら居住するために市内の家庭用リチウムイオン蓄電池システム付住宅を購入した者であること。

イ 市税等を滞納していない者であること。

(2) 家庭用燃料電池システム

ア 自ら居住する市内の一戸建て住宅に家庭用燃料電池システムを設置した者又は建売住宅供給者等から自ら居住するために市内の家庭用燃料電池システム付住宅を購入した者であること。

イ 市税等を滞納していない者であること。

ウ 電気事業者と電力受給契約書又は電力系統連系に関する覚書を締結していること。

2 対象システムに対する補助金の交付は、同一住宅において、いずれか1回限りとする。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、対象システムを構成する機器であって、次の各号に掲げるものの購入費及びシステム設置に係る工事費とする。

(1) 家庭用リチウムイオン蓄電池システム

ア 本体機器費(蓄電池部、電力変換装置)

イ 附属機器費(計測、表示装置、キュービクル等)

(2) 家庭用燃料電池システム

ア 燃料電池ユニット

イ 貯湯ユニット

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に10分の1を乗じて得た金額又は10万円のいずれか低い方の額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定める期間内に、伊予市住宅用新エネルギー機器設置事業費補助金交付申請書(様式第1号)に別表に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。

(1) 家庭用リチウムイオン蓄電池システム 当該機器の保証書の保証開始日から1年以内

(2) 家庭用燃料電池システム 電力会社との系統連系が完了した日から1年以内

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による補助金交付申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、伊予市住宅用新エネルギー機器設置事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第8条 前条の規定による補助金交付決定通知書を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付を受けようとするときは、伊予市住宅用新エネルギー機器設置事業費補助金交付請求書(様式第3号)を市長に提出し、市長はこれに基づき補助金を交付するものとする。

2 市長は、前項の補助金の交付請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(手続の代行)

第9条 申請者は、第6条に規定する申請その他の手続について、対象システ

ムを販売するもの（以下「手続代行者」という。）にこれらの手続の代行を依頼することができる。

- 2 手続代行者は、依頼された手続に対し、誠意を持って実施するものとする。
- 3 市長は、手続代行者がこの要綱に規定する手続を偽りその他の不正の手段により手続を行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、当該手続代行者の名称及び不正の内容を公表し、手続の代行を停止することができるものとする。

（財産処分等の制限）

第10条 補助事業者は、補助金の交付を受けた対象システムの法定耐用年数の期限内において、廃棄、売却等により処分しようとするときは、あらかじめ伊予市住宅用新エネルギー機器処分承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助金交付の取消し）

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は変更することができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、その全部又は一部の補助金の返還を命ずることができる。

- （1）虚偽の申請により補助金を受けたとき。
- （2）対象システムを設置するに当たり、関係法令に違反していることが明らかになったとき。
- （3）補助金交付の条件に違反しているとき。
- （4）前条の規定に違反して対象システムを処分したとき。
- （5）その他市長が補助金を取り消す必要があると認めるとき。

（報告及び現地調査）

第12条 市長は、補助事業者に対し、必要に応じてシステム設置状況等について報告を求め、又は現地調査を行うことができるものとする。

- 2 市長は、補助事業者に対し、必要に応じて電力会社に販売した電力量及び電力会社から購入した電力量の報告を求めることができる。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年5月12日から施行し、同年4月1日以降に設置される対象システムから適用する。

附 則

（施行期日）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

伊予市住宅用新エネルギー機器設置事業費補助金交付申請書

年 月 日

伊予市長 様

申請書 住 所
氏 名 印
電話番号

伊予市住宅用新エネルギー機器設置事業費補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 システム設置場所 伊予市
- 2 対象システム 家庭用リチウムイオン蓄電池 家庭用燃料電池
- 3 完了年月日 年 月 日
- 4 事業費の内訳

補助対象経費	内 訳	
	市補助金	自己資金
円	円	円

5 手続代行者

住 所	
会 社 名 (担当者氏名)	印
電話番号・F A X	

6 添付書類

システム概要書（別紙1） 領収内訳書（別紙2） システム設置費に係る領収関係の写し（領収書及び内訳明細書） システム設置費に係る売買契約書の写し システム設置場所付近の詳細な地図 機器仕様書の写し システム設置状態を示す写真（家庭用リチウムイオン蓄電池については、太陽光発電システムの設置状況を含む。）及び設置機器本体の銘板写真（いずれもカラー写真） 市税等の納税証明書又は非課税証明書（3か月以内に交付されたもの） 住民票（3か月以内に交付されたもの） 電力会社との電力受給契約書（写し）又は電力系統連系に関する覚書（家庭用燃料電池システムのみ） 設置機器保証書の写し その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第7条関係）

伊予市指令第 号

住 所

氏 名

年 月 日付で申請のあった伊予市住宅用新エネルギー機器設置事業費補助金については、伊予市住宅用新エネルギー機器設置事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第7条の規定により、下記のとおり補助金を交付する。

年 月 日

伊予市長 印

記

- 1 交付決定額 金 _____ 円
- 2 補助事業者は、要綱の定めるところに従わなければならない。
- 3 要綱に違反したときは、補助金の交付を取り消し、若しくは変更し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。
- 4 市長が必要があると認めるときは、システム設置状況等について報告を求め、又は現地調査を行うことがある。
- 5 市長が必要があると認めるときは、電力会社に販売した電力量及び電力会社から購入した電力量の報告を求めることがある。

様式第3号（第8条関係）

伊予市住宅用新エネルギー機器設置事業費補助金交付請求書

年 月 日

伊予市長 様

申請者 住 所
氏 名 印
電話番号

年 月 日付け伊予市指令第 号で補助金の交付決定通知を受けた伊予市住宅用新エネルギー機器設置事業費補助金について、伊予市住宅用新エネルギー機器設置事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 補助金請求額 金 _____ 円
- 2 補助金振込口座

金融機関名	銀行 信用金庫 ()	本店 支店 ()
預金種別	(1)普通(総合を含む。) (2)当座 (3)その他()	
口座番号		
口座名義人	フリガナ	
	氏名	

様式第4号（第10条関係）

伊予市住宅用新エネルギー機器処分承認申請書

年 月 日

伊予市長 様

申請者 住 所
氏 名 印
電話番号

年 月 日付け伊予市指令第 号で補助金交付の決定を受け、設置していました財産について、伊予市住宅用新エネルギー機器設置事業費補助金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり財産処分の申請をします。

記

1 設置場所 伊予市 _____

2 処分の方法 売却・譲渡・交換・貸与・担保・廃棄・その他
※その他の場合は、具体的に記入してください。

3 処分の時期 _____
年 月 日

4 処分の理由 ※詳細に記入してください。必要により関係書類を添付してください。

別表

添付書類	部数
システム概要書（様式第1号 別紙1）	1
領収内訳書（様式第1号 別紙2）	1
システム設置費に係る領収関係の写し（領収書及び内訳明細書）	1
システム設置費に係る売買契約書の写し	1
システム設置場所付近の詳細な地図	1
機器仕様書の写し	1
システム設置状態を示す写真（家庭用リチウムイオン蓄電池については、太陽光発電システムの設置状況を含む。）及び設置機器本体の銘板写真（いずれもカラー写真）	1
市税等の納税証明書又は非課税証明書（3か月以内に交付されたもの）	1
住民票（3か月以内に交付されたもの）	1
電力会社との電力受給契約書（写し）又は電力系統連系に関する覚書（家庭用燃料電池システムのみ）	1
設置機器保証書の写し	1
その他市長が必要と認める書類	1

(別紙1)

システム概要書

①家庭用リチウムイオン蓄電池

メーカー名	
システムパッケージ型番	
製造番号	
蓄電容量	kWh
定格出力	W

②家庭用燃料電池

製造事業者又は ブランド事業者名		
燃料電池ユニット	品名番号	
	製造番号	
	発電出力	kW
貯湯ユニット	品名番号	
	製造番号	
	貯湯容量	リットル

(別紙2)

領収内訳書

①家庭用リチウムイオン蓄電池

項目		金額 (税込)	備考
1	本体機器費 (蓄電池部、電力変換装置)		
2	附属機器費 (計測、表示装置、キュービクル等)		
3	設置工事費		工事費明細書を添付 すること。(取付費 等)
4	補助対象経費合計		1～3の合計
5	その他経費 (補助対象外)		
6	合計		領収書記載金額

②家庭用燃料電池

項目		金額 (税込)	備考
1	燃料電池ユニット		
2	貯湯ユニット		
3	設置工事費		工事費明細書を添付 すること。(取付費 等)
4	補助対象経費合計		1～3の合計
5	その他経費 (補助対象外)		
6	合計		領収書記載金額

様邸のシステム設置 (家庭用リチウムイオン蓄電池・家庭用燃料電池) に係る領収書の内訳は上記のとおりです。

領収書発行社名

代表者氏名

印